

神戸県民センター 河川ふれあい活動事業 審査会設置要領

(設置)

第1条 河川ふれあい活動事業について、申請のあった活動団体に対し、その活動内容を適正かつ公平に審査する機関として、河川ふれあい活動事業審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(審査事項)

第2条 審査会は、下記の事項を審査する。

- (1) 活動団体の資格の有無
- (2) 活動団体への補助金の額

(組織)

第3条 審査会は別表1に掲げる委員をもって組織する。

(委員の委嘱)

第4条 委員は、神戸県民センター長が委嘱する。

(委員長)

第5条 審査会に委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出する。
- 3 委員長は審査会の会務を総括する。

(委員長の職務代理)

第6条 委員長に事故がある時は、委員長があらかじめ指名する委員長職務代理者がその職務を代理する。

(審査方法)

第7条 審査会は、別表2に定める審査項目により、申し出のあった活動団体の資格及び補助金の額について審査を行う。

- 2 審査会で決定した事項については、当該活動団体に文書により通知する。

(事務局)

第8条 審査会の庶務は神戸土木事務所企画調整担当において処理する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(別表 1)

審査会委員（第 3 条関係）

役 職 名	
県民躍動室長	
神戸土木事務所	所長
神戸土木事務所	副所長（技術）
神戸土木事務所	所長補佐（企画調整担当）
神戸土木事務所	管理課長
神戸土木事務所	河川課長
合計	6 名

(別表 2)

審査項目（第 7 条関係）

1 【目的・内容】 団体の活動目的や内容が、県の事業目的と合致しているか ※交付要綱別表の条件を満たしているか
2 【独自性】 事業の内容に活動団体独自の工夫が見られるか
3 【効果】 地域住民の愛護意識の普及につながる効果が期待できるか
4 【予算】 予算計画が妥当であるか ※使途は適切か、過大な計画となっていないか